2026.10.1

福利厚生倶楽部 / 安心快適生活 / クラブオフアライアンス（運営会社：株式会社リロクラブ）からお申込みの方へ

教育訓練給付金（一般教育訓練）　ご利用について

教育訓練給付金（一般教育訓練）とは？

教育訓練給付金とは、働く人の自己啓発、雇用の安定、再就職の促進を図ることを目的に設立された、厚生労働省が実施する制度です。当講座は、教育訓練給付金（一般教育訓練）に該当します。この制度を利用して当講座を修了すると、学費の 20%がハローワークから支給されます。制度のご利用は、一度に 1 講座のみとなります。

※会社補助や特典を受けた分については、支払額より差し引いた額の 20%が支給されます。

対象の講座

2026 年 10 月 1 日現在

医療事務／調剤薬局事務／登録販売者／ファイナンシャルプランナー／簿記２級／宅地建物取引士／宅地建物取引士短期／行政書士／調理師／保育士／ケアマネジャー／社会福祉士／介護福祉士／福祉住環境コーディネーター（２・3 級）／社会保険労務士／メンタルヘルス・マネジメント(R)検定(II 種) ／マンション管理士・管理業務主任者／気象予報士／建設業経理士（２級）／衛生管理者（第一種、第二種）／インテリアコーディネーター／IT パスポート／第二種電気工事士／危険物取扱者／電験三種／通関士／二級ボイラー技士／食生活アドバイザー(R) （２・3 級）／介護事務／運行管理者（貨物）

※法律の改正があった場合や試験直後など、一時休講、もしくは閉講する講座があります。講座の開講状況はユーキャン HP にてご確認ください。

例年 4 月と 10 月に指定講座を更新します。その際、上記対象講座より変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

＊＊＊

利用できる方

受講開始日（教材発送日）時点において、雇用保険の被保険者で、被保険者期間が通算して 3 年以上であれば利用できます。初めて利用される方は、通算 1 年以上で利用できます。

クレジットカードでのお支払いの場合、受講者ご本人と異なる名義のクレジットカードでのお申込みは教育訓練給付金の利用はできません。必ず受講者ご本人の名義のカードでお申込みください。

※自分の被保険者状況や期間、過去に給付金の支給を受けた年月日などが不明な場合は、住民票を管轄するハローワークで「教育訓練給付金支給要件照会票」にて、必ず確認してください。その際、ご本人・住所を確認できる書類（運転免許証・住民票など）をご持参ください（電話による照会は、トラブル防止のためできません）

利用するには？

※ユーキャン（一般）窓口とは利用方法が異なります。ご注意ください。

下記の条件をすべて満たしていれば、国家試験等の受験の有無やその合否に関係なく給付が受けられます。

❶「教育訓練給付金を利用する」と意思表示をすること

教材到着後 1 週間以内に、ユーキャンホームページの「お問合せ窓口」の「講座・商品内容について」から下記内容のメールをお送りください。受付期日を過ぎると給付金関連書類をお送りすることができない場合があります。ユーキャンより 3 日程度（日・祝日・年末年始を除く）でご返信差し上げます。お電話による教育訓練給付金利用の受付は行っておりません。

お名前／お申し込み時のお電話番号／受講生番号（教材同封の「お知らせと提出用紙」に記載）／お申込企業名「リロクラブ」／お問合せ件名：教育訓練給付金について／お問合せ内容：教育訓練給付金利用希望

❷ 本人確認書類を提出し、受講中にユーキャンによる本人確認を受けること

ユーキャンから普通郵便で給付金関連書類をお送りします。書類到着後 1 週間以内に、同封の封筒にてご本人様確認書類（運転免許証や資格確認証等のコピーなど）を提出し、受講中に受講生サイト内または電話での本人確認を受けてください。

❸ 必須課題を標準学習期間内にすべて提出し、修了課題が基準点以上であること

制度を利用する場合、添削課題の提出期限は原則、標準学習期間までとなります。また、修了課題の得点・評価は、基準点以上であることが必要です。基準点に満たない場合は、標準学習期間内に再提出してください。資格の合否は影響しません。

❹ 講座修了後、教育訓練修了証明書発行依頼書等をユーキャンに送付すること

❶～❸を満たした後、❷でお送りした給付金申請用書類の作成依頼書、および会社補助／キャンペーン・特典などご利用の確認書（※）をユーキャンへ提出してください。

※受講するにあたり、受け取った会社補助や特典等は、「割引」としてハローワークに申請する必要があります。支給対象となる割引後の金額が 20,005 円以上でないと受給できません。

通信講座ご購入の際に付与された商品券

こちらは、通信講座ご購入の特典となり給付申請時にご申告の必要があります。

例：ファイナンシャルプランナー（以下ＦＰ）をご購入の場合
付与商品券額：ＦＰ講座価格 66,000 円の 10%分＝6,000 円分（百円以下の端数切捨て）
支給対象額：ＦＰ講座価格 66,000 円－商品券 6,000 円分＝60,000 円
（給付条件を満たした場合の）還付額：60,000 円×20%＝12,000 円

通信講座のご購入の際に使用したポイント

過去に別商品のご購入等で付与されたポイントを通信講座の支払に使用された場合、給付申請時にご申告の必要があります。
通信講座をご購入いただいた際に付与されるポイントについてはご申告の必要はありません。

教育訓練給付金利用についてのご不明点・ご質問は、ユーキャンホームページの「お問合せ窓口」の「講座・商品内容について」からメールをお送りください。お電話による受付は行っておりません。